

益田市農業委員会第15回総会議事録

1. 開催日時 令和3年(2021)9月21日(火) 13:30~14:30
開催場所 人権センター 大ホール

2. 出席 農業委員(15名)
1番 又賀 保 2番 大畑 美里 3番 須藤 寿人 4番 吉村 太
5番 大庭 清 6番 御神本康一 8番 佐原 晃子 9番 北條 義洋
10番 篠原 栄次 11番 谷本 大輔 12番 豊田 志摩 13番 柳田 継男
14番 豊田 浩 15番 宮川 有衣 16番 西川 友史

3. 欠席 農業委員(1名)
7番 田中 綾

4. 出席 農地利用最適化推進委員(0名)

5. 欠席 農地利用最適化推進委員(24名)
増野 六彦 田ノ上武夫 澁谷 記幸 澤江 浩一
山根 健治 寺戸 康人 三浦 尚人 田原 勝美
野村 浩三 寺戸豊太郎 永見 浩二 河野 正憲
領家 耕一 和崎 恒義 椋木 昭雄 潮 好介
豊田 繁雄 中島秀一郎 宮内 英之 椋木 孝光
岡崎 定佳 渡邊 豊孝 河野 光好 三浦 和顕

6. 提出議案
議第 83号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第 84号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議第 85号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議第 86号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
議第 87号 農地でないことの確認について
議第 88号 農用地利用集積計画の決定について
報第 75号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について
報第 76号 農地法第18条第6項の規定による通知書の確認について
報第 77号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について
報第 78号 公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出について

7. 議事に参加した職員
石田局長、和田局長補佐、高橋係長、吉田指導主任、高橋主事
藤本匹見総合支所地域振興課長補佐

8. 議事の概要

<p>会長</p>	<p>それでは、定刻になりましたので、只今から第 15 回益田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>(挨拶)</p> <p>本日の議事録署名者につきましては、1 番の又賀保委員、2 番の大畑美里委員、よろしくお願いたします。本日の欠席委員は 7 番の田中綾委員です。また、本日は新型コロナウイルス感染防止対策として農業委員のみの出席としており、農地利用最適化推進委員については出席停止としております。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。「議第 83 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。それでは事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号 1 番</p> <p>本件は、3 条の有償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、久城町の畑 4 筆 合計 28,533 m²です。譲り渡し事由は、法人を解散し精算結了するため、譲り受け事由は、経営規模拡大のためでございます。</p> <p>申請地はこれまで一般法人が解除条件付きで利用権を設定しておりましたが、土地を所有していた法人が解散することに伴い、農業法人を設立し譲り受けることとなりました。報第 76 号で報告いたしますが、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の提出により、利用権は解約しております。譲り受ける法人につきましては、農地所有適格法人の要件を満たしております。</p> <p>農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、下限面積の要件から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いたします。</p>
<p>会長</p>	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>又賀保委員</p>	<p>1 番の又賀です。現地確認は 9 月 11 日に大畑委員と 2 人で行いました。場所は久城町の〇〇です。法人が解散するという事で新しい農事組合法人の方へ所有権移転するという事です。特に問題はないと思います。よろしくご審議お願いたします。</p>
<p>会長</p>	<p>2 番をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号 2 番</p>

	<p>本件は、3条の有償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、高津町の畑1筆1,518㎡です。譲り渡し事由は、高齢となり、耕作が困難なため、譲り受け事由は、申請地の隣接地に居住しており譲り受けて耕作するためでございます。</p> <p>なお、譲受人が所有する非耕作地につきましては、申請地にも隣接する土地で現在原野化しておりますが、譲受人が今後一体的に耕作、管理する予定と聞いております。</p> <p>農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、下限面積の要件から見まして、農地法第3条第2項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
須藤寿人委員	<p>3番高津地区の須藤です。9月16日に澁谷推進委員と現地確認を行いました。場所は〇〇の近くになり、〇〇から〇〇へ向かう〇〇を下った所にあります。周囲の溝等含めきれいに管理されています。奥に譲受人の田がありますが、災害の時に埋まってしまい、重機で取り除きましたがまだ埋まっている状況です。譲受人はもうすぐ〇〇されるそうで、〇〇後は重機を使いきれいにしたいとのことです。ただ周囲は猪が掘っていたりするため、そこが気になります。特に問題はないと思いますのでご審議の程よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>3番をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号3番</p> <p>本件は、3条の無償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、須子町の田1筆932㎡です。譲り渡し事由は、県外に居住しており、耕作、管理することが困難であるため、譲り受け事由は、譲り受けて耕作するためでございます。</p> <p>この件に関しまして、報第77号で報告いたしますが、農地の使用貸借合意解約通知書を提出されています。</p> <p>農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、下限面積の要件から見まして、農地法第3条第2項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
須藤寿人委員	<p>3番高津地区の須藤です。9月16日に澁谷推進委員と現地確認を行いました。</p>

	<p>場所は須子町の〇〇から入り、左に入って〇〇に抜ける道沿いにあります。譲渡人と譲受人は〇〇でして、〇〇にいて管理が出来ないということから譲り渡すそうです。ハウスが建っていますが現在は使われていないようでした。話を聞いたところ、今後整備をしてハウスを建てて耕作していきたいとのことでした。農地パトロールの際にA分類とするか迷ったような土地であり、今後しっかり耕作、管理をするように伝えております。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>会長 本日は3件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。「議第83号 農地法第3条の規定による許可申請について」は原案通り許可としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。次に「議第84号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。</p> <p>事務局 整理番号1番 土地の所在は、有明町の畑1筆 36㎡です。 都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。 転用目的は、小屋で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。 雨水は、既存の側溝に流します。 既に完了しているため資金証明の添付はありません。 ご審議の程宜しくお願いいたします。</p> <p>会長 担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>又賀保委員 1番の又賀です。現地確認は9月11日に大畑委員と2人で行いました。現地は〇〇の向かい側になります。現地は既に駐車場の様になってまして、周りは既に宅地化しています。〇〇年頃に〇〇がされたそうで、申請地に小屋を建てるにあたって農地のままであったということで申請が出されています。始末書等も添付されています。ご審議の方よろしく申し上げます。</p> <p>会長 本日は1件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。「議第84号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は原案通り許可としてもよろしいですか。</p>
--	--

事務局	<p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。次に「議第 85 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。</p> <p>整理番号 1 番 本件は、事業計画の変更に係る承認申請です。 土地の所在は、三宅町の田 1 筆 317 m²です。 都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。 変更前の転用目的は個人住宅で、宅地造成まで行ったが資金調達が困難になったため計画が頓挫しました。その後近隣住民からの要望があったため貸駐車場にしたとのことで事業計画の変更申請を提出されたものでございます。 ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
大畑美里委員	<p>2 番の大畑です。現地確認は 9 月 11 日に又賀委員と行いました。申請地は〇〇の近くです。申請地は〇〇年から貸駐車場として使用されています。始末書が添付されています。ご審議の方よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>本日は 1 件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について」は原案通り許可としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。次に「議第 86 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 1 番 本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、七尾町の畑 2 筆 144 m²です。 都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。 転用目的は、駐車場で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。 雨水は、地下浸透です。 資金証明については、残高証明書が添付されています。 ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>

会長	担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。
大畑美里委員	2番の大畑です。現地確認は9月11日に又賀委員と行いました。申請地は〇〇の近くです。申請は新築された住宅の駐車場として利用するものです。隣接地に農地はなく、適当であると判断しました。
会長	<p>本日は1件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。「議第86号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は原案通り許可としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。次に「議第87号 農地でないことの確認について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号1番</p> <p>申請地は、東町の1筆 92㎡です。昭和21年頃から建物があり、宅地化しており農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願が提出されたものです。</p> <p>ご審議の程宜しく願いいたします。</p>
会長	担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。
大畑美里委員	2番の大畑です。現地確認は9月11日に又賀委員と行いました。申請地は〇〇から〇〇の方へ入った所にあります。現地は住宅が建っており、農地への復旧は困難な状況であり、適当であると判断しました。
会長	2番をお願いします。
事務局	<p>整理番号2番</p> <p>申請地は、赤城町の2筆 合計98㎡です。昭和25年以前より建物があり、宅地化しており農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願が提出されたものです。</p> <p>ご審議の程宜しく願いいたします。</p>
会長	担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。
又賀保委員	1番の又賀です。現地確認は9月11日に大畑委員と2人で行いました。場所は

	<p>〇〇から〇〇へ向かって入る道路沿いにあります。向かいには〇〇があります。現地は周りに農地はなく問題はないと思います。ご審議の方よろしくお願ひします。</p>
<p>会長</p>	<p>3番をお願ひします。</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号3番 申請地は、山折町の4筆 合計2,999㎡です。昭和58年被災以降耕作しておらず、山林化しており農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願が提出されたものです。 ご審議の程宜しくお願ひいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願ひします。</p>
<p>吉村太委員</p>	<p>4番の吉村です。現地確認は9月10日に山根推進委員と行いました。場所は〇〇から〇〇へ200m程入った所になります。58年の災害で谷が崩れて以降そのままになっていて、下の方では〇〇や〇〇を飼っておられましたが、現地は急傾斜地になっていて農地として利用するのは難しいと判断しました。</p>
<p>会長</p>	<p>4番をお願ひします。</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号4番 申請地は、匹見町紙祖の10筆 合計2,858㎡です。昭和39年以降耕作しておらず、山林化しており農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願が提出されたものです。 ご審議の程宜しくお願ひいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願ひします。</p>
<p>宮川有衣委員</p>	<p>15番の宮川です。現地確認は9月15日に西川委員と渡邊推進委員と行いました。場所は〇〇の〇〇になり、現在は〇〇のような状況の場所です。見る限り山林になっていまして獣害もあり、木が生えておりました。その中で2筆についてはお墓の付近であり、自己保全をされている状況でしたので明らかに山林になっている場所のみの申請としていただきました。ご審議の方よろしくお願ひします。</p>
<p>会長</p>	<p>本日は4件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p>
<p>大庭清職務代理</p>	<p>お聞きしたいんですが、1番の件ですが農地法施行以前であっても申請をしないといけないんですか。</p>

事務局	非農地証明願にあつては、農地法施行以前である昭和 27 年以前であれば転用申請でなく、非農地証明願をもって地目を農地以外のものに変える事となります。
大庭清職務代理	非農地証明願を出せば、農地でなくなるので農地以外で利用してもいいということですか。
事務局	今回の申請は既に宅地として利用されており、添付書類にも農地法施行以前である昭和 27 年以前より宅地として利用されていることを証するものが添付されています。また担当委員より説明があつた通り、周囲に農地はなく宅地化されているということで問題はないと判断しています。
会長	他にありませんか。 それでは無いようですので採決いたします。「議第 87 号 農地でないことの確認について」は原案通り許可としてもよろしいですか。 (はい、の声) それでは許可といたします。次に「議第 88 号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。本日は農地利用最適化推進委員について欠席としていますため、代理の委員が説明をいたします。それでは説明をお願いします。
事務局	今月の利用集積計画は、利用権設定の新規が 2 件、再設定が 1 件の合計 3 件ございます。 整理番号 1 番 申請地は、横田町の田 1 筆 723 m ² です。3 年間の使用貸借権設定です。
会長	代理の委員より説明をお願いします。
北條義洋委員	9 番の北條です。領家推進委員に代わり説明をします。この利用権の申請については〇〇の方から出ており説明がありました。貸付人と借受人は〇〇であり、借受人がぜひ農業を始めたいということです。既に機械等も準備されています。住居から農地まで距離がありますが、荒らすようなことはしてはいけないと指導はしています。よろしくをお願いします。
会長	3 番をお願いします。
事務局	整理番号 3 番 申請地は、美都町小原の田 2 筆 3,647 m ² です。10 年間の解除条件付貸借権設定です。

	説明は以上でございます。
会長	代理の委員より説明をお願いします。
佐原晃子委員	8番の佐原です。以前〇〇が借り受けていたのを借受人が新たに借り受けるものです。問題はないと思います。
会長	本日は再設定を含め3件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。
又賀保委員	1番の貸付人ですが、以前から農地を取得されていたと思うんですが、その農地を今回の様に貸し付けるということは問題ないのでしょうか。
事務局	又賀委員のおっしゃる通り貸付人は所有者が手放したいという横田町の農地を取得され、規模拡大されています。今回の農地についても〇〇年以上前の所で所有権移転された農地でした。北條委員より説明がありましたが、借受人が農業を始めるにあたって〇〇である貸付人より農地を借りて、学びながらしたいということです。経営規模拡大で取得されてはいますが、〇〇年以上前に取得された農地を今回新たに農業に取り組みされる方に利用権設定をされるとのことですので問題はないと考えています。
又賀保委員	問題が無ければ大丈夫です。
会長	他にありませんか。
大庭清職務代理	3番の借受人ですが新規に会社をつくられていますが、会社が〇〇を専門にする会社であるのに解除条件付というのはどうしてなのでしょう。他の農業をしていない法人であれば分かるんですが。
事務局	農業中心の会社ではあるんですが、設立をされる際に経営者の方に農地所有適格法人についてお話をしたんですが、農地を取得されるつもりは今のところ全くないということでした。農地所有適格法人の要件はおそらく満たしていますが、一般法人として借り受けをされているため解除条件付となっています。
大庭清職務代理	解除条件付となっている法人の方々は、農地所有適格法人にならないとこの解除条件付がついて回るということで、変な言い方ですが耕作が嫌になればいつでも耕作をやめれるということですか。
事務局	解除条件付は耕作者側ではなく農地の所有者側が適切に農地が利用されていない等があれば農地を返してくれということになります。本来の契約であれば合意解約等がありますが、解除条件付は解除条件が付いているためそれが履行されて

<p>大庭清職務代理 事務局</p>	<p>いない場合、解除条件に沿って農地を返していただく形になっています。そのため耕作側がすぐ農地を返せるわけではなく所有者側が返してもらい、また新たな耕作者に結びつけるということです。</p> <p>解約に合意はらないんですか。</p> <p>合意が無くても農地を返してもらえます。</p>
<p>会長</p>	<p>解除条件付については所有者側を守っている部分があります。土地の所有者は耕作が行き届いてなければ農地を返してもらえるとということです。</p>
<p>大庭清職務代理 会長</p>	<p>分かりました。</p> <p>他にありませんか。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは無いようですので採決いたします。「議第 88 号 農用地利用集積計画の決定について」は原案通り許可としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。次に報告事項に移ります。報告をお願いします。</p> <p>報第 75 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出について届出件数は、6 件です。5 件は相続者が管理され、1 件あっせんの希望がございます。</p> <p>報第 76 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の確認について届出件数は、1 件です。解約の理由は、法人の精算終了のためです。</p> <p>報第 77 号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について届出件数は、1 件です。解約理由は、所有権移転のためです。</p> <p>報第 78 号 公共工事の施行に伴う廃土処理に係る届出について届出件数は、1 件です。</p> <p>土地の所在は、梅月町の 2 筆、190.36 m²です。</p> <p>施工者は益田市で、工期は令和 3 年 8 月 27 日頃から令和 3 年 9 月 30 日です。</p> <p>埋め立て後は畑として利用されます。</p> <p>報告は以上でございます。</p>

会長	<p>ただいま事務局の方から報告がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>それでは無いようですので第15回総会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。</p>
----	--